

高知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

高知県環境影響評価条例施行規則（平成11年規則第63号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第3（第42条関係）		別表第3（第42条関係）	
対象事業の種類	行為	対象事業の種類	行為
(略)		(略)	
8 条例別表の8の項に掲げる事業	下水道法第4条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）若しくは第25条の23第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による協議の申出又は同法第4条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）若しくは第25条の23第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出	8 条例別表の8の項に掲げる事業	下水道法第4条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）若しくは第25条の11第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による協議の申出又は同法第4条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）若しくは第25条の11第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出
(略)		(略)	